

川崎市議会議長 青木 功雄 様

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助継続を求める会

代表 高橋 潔

ほか 名

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助継続を求める請願

高齢者向け優良賃貸住宅は、2001 年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」によって設置されている公的住宅です。入居者はすべて 60 歳以上で、入居者の所得に応じた家賃補助があり、最高 4 万円まで国と市で半額ずつ補助しています。川崎市には 8 棟ありましたが、この家賃補助は建設後原則 20 年までとされており、すでに川崎区内の 1 棟が 20 年経過して補助は終了。来年多摩区のビスターリ宮ノ下、再来年川崎区のビバース日進町が終了する予定で、居住者に通知がされています。

これに対し「家賃補助がなくなったら住み続けられない」という切実な声上がり、住民の代表はこの 9 月に国土交通省住宅局の担当者と交渉しました。すると国交省は「高齢者の住まいを確保するという法の趣旨にのっとり、自治体が決定すればさらに 20 年間補助を延長することができる」と答えました。事実、住宅局長通知が自治体あてに 2001 年に出されていることがわかりました。

しかし川崎市は、この国土交通省の通知を知りながら、20 年以後の家賃補助の延長を全く拒否しています。居住者から「この物価高騰の中で 3 万円も家賃が上がったら生きていけない」「市からは住み替えを勧められているが、80 歳を過ぎて寝たきりの妻と引っ越すことはできない」など、切実な声が上がっています。市が決断すれば国の補助は継続され、あと 20 年の家賃補助ができるのです。なんとしても家賃補助の継続をお願いしたく、議会のお力添えをお願いします。

【請願項目】

- 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助を建物建築から 20 年め以降も継続してください。

氏 名	住 所

※この署名簿は川崎市に提出し、それ以外の利用は一切しません。